

トピックス

■ 金誠同達 2025 年受賞状況

法令速報

- 国家市場監督管理総局、「独占協定禁止規定」を改正
- 全国人民代表大会常務委員会、「中華人民共和國對外貿易法」を改正
- 市場監督管理総局等六省庁が「企業登録抹消ガイドライン(2025 年改訂版)」を公表
- 商務部 税関総署公告 2025 年第 91 号 2026 年度「デュアル・ユース品目及び技術の輸出入許可証管理目録」

弁護士コラム

- サイバーセキュリティ法の改正について

金誠同達 2025 年受賞状況

2025 年、金誠同達のメンバーは専門家としての初心を堅持し、全力で前進を目指し、世界のリーガルサービス分野において広く高い評価を獲得しました。Chambers、ALB、Benchmark Litigation、Legal 500、IFLR1000、China Business Law Journal など、国内外の権威ある評価機関や主要メディアから相次いで高い評価を頂き、2025 年 1 月から 12 月までの間に、事務所部門および案件部門での受賞が 220 件以上、弁護士個人の受賞も 410 人回以上に上りました。このような栄誉の背景には、常にクライアントの皆様の信頼とご支援があることを深く認識しております。今後も金誠同達は、この栄誉を新たな出発点として、より高品質なサービスで皆さまのご期待に応えてまいります。

歩みを止めず、新たな 1 ページを。金誠同達は多様な分野・業界において数多くの表彰を獲得し、リーガルサービスにおけるリーディングファームとしての実力を十分に示しました。金誠同達は引き続き「クライアント・ファースト」の理念を貫き、学者のような厳密さ、専門家レベルのプロフェッショナリズム、チームワークによる協働体制、国際的な基準をもって前進してまいります。また、クライアントにとって最も信頼できるパートナーとなり、その安定的かつ持続的な成長を力強くサポートすることを目指してまいります。謹んで、各界の皆様が新たな一年において、事業が大きく発展され、更に輝かしい新章を刻まれることを心よりお祈り申し上げます。

国家市場監督管理総局、「独占協定禁止規定」を改正

2025年12月19日、国家市場監督管理総局は「独占協定禁止規定」の改正に関する通知を発表した。当該通知は、「独占協定禁止規定」に対する3項目の修正内容を公布し、「独占禁止法」第18条第3項に規定される「禁止の対象としない垂直的独占協定(カルテル)」をめぐり、実体及び手続きの内容を細分化した。重点内容は以下の通りである。

1. 第17条は、満たすべき市場シェア基準及び条件を明確にした。具体的に、再販売価格を固定または限定する垂直的協定について、事業者が協定期間中の関連市場における市場シェアが5%未満であり、かつ、協定の対象商品の売上高が1億元未満の場合、禁止の対象とされない。その他の垂直的協定について、事業者が協定期間中の関連市場における市場シェアが15%未満の場合、禁止の対象とされず、また、売上高の要件はない。

2. 第18条は、事業者の立証手続き及び提出資料を明確にした。

3. 第19条は、審査手続き及び法的結果を明確にした。

(出典:https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2025/art_1145a4952f114948a68980fda8c0bdef.html)

全国人民代表大会常務委員会、「中華人民共和國對外貿易法」を改正

2025年12月27日、全国人民代表大会常務委員会は「中華人民共和國對外貿易法」改正案を正式に可決した。同法は2026年3月1日から施行される。同法は現行法に対する全面的な改正であり、全文は全11章83条であり、對外貿易事業者、貨物の輸出入と技術の輸出入、国際サービス貿易、對外貿易に関連する知的財産権保護、貿易秩序、貿易調査、貿易救済、貿易促進及び法的責任等の内容を含む。重要な変更点は以下の通りである。

1、総則において「国家主権、安全、発展利益の保護」という立法目的が新たに追加され、「高水準の對外開放を推進する」ことが重要な課題とされる。

2、對外貿易事業者制度の改正。第11条では「法人、その他の組織又は個人」が「個人、組織」に簡素化された。第12条では「對外労務提携は経営資格を取得する必要がある、對外工事請負は『届出制をメインとし、許可制をサブとする』方式を実施する」ことが明確化された。

3、第18条と第19条では、貨物・技術の輸出入の禁止又は制限が可能な事由を規定し、第23条では「加工貿易用資材は法に基づき国内販売に転用可能であるが、割当許可証の申請が必要である」とを規定した。

4、第32条において、「国家は對外貿易に関連する知的財産権の国際交流協力を展開する」に係る規定が新設された。

5、第9章において、對外貿易総合サービス、電子B/Lと電子インボイス、對外貿易紛争の多元的解決メカニズム等、複数の促進措置が新設された。

6、第76条において、貿易制限の回避行為に対し、最高で「違法所得の5倍の過料」及び「5年間の営業禁止」を科すという罰則が導入された。

(出典:http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202512/t20251227_450709.html)

市場監督管理総局等六省庁が「企業登録抹消ガイドライン(2025年改訂版)」を公表

2025年12月30日、市場監督管理総局、公安部、人的資源社会保障部、中国人民銀行、税関総署、税務総局の6省庁が共同で「企業登録抹消ガイドライン(2025年改訂版)」を公表した。ガイドラインの主要内容は

以下の通りである。

一、基本フロー

企業が市場から退出するには、解散決議、清算分配、登録抹消の 3 ステップを経る必要がある。清算組は設立後、国家企業信用情報公示システムを通じて公告し、債権者に通知しなければならない。

二、登録抹消の方法

1. 普通登録抹消: 全ての企業に適用される。税務、社会保険、税関(該当する場合)、銀行口座などの登録抹消手続きを完了する必要がある。

2. 簡易登録抹消: 債権債務が発生しておらず、または債権債務をすべて精算した企業に適用される。20 日の公告期間を経て、迅速に申請することができる。条件を満たす納税者については、税務局が個別の税金精算を免除する。

三、サービス利便化

「企業登録抹消ワンストップ」オンラインサービスを提供し、税務、市場監督管理、社会保険、税関等多部署での登録抹消業務の「オンラインワンストップ申請」を実現する。

四、特殊な状況への対応

ガイドラインでは、営業許可証または社印の紛失、株主の音信不通、企業の営業許可証の取り消し等、よくある問題に対して明確な解決策が提起された。

五、法的責任

企業及び清算組は法に基づき清算を行う必要があり、違法行為には過料、賠償責任の負担、さらには登録抹消の取り消し等の法的結果が生じることが強調された。

(出典: https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgnr/djzcj/art/2025/art_1b0f53c66d4c4daf893f7220a394ac7b.html)

商務部 税関総署公告 2025 年第 91 号

2026 年度「デュアル・ユース品目及び技術の輸出入許可証管理目録」

2025 年 12 月 31 日、商務部と税関総署は 2026 年度「両用品目及び技術輸出入許可証管理目録」を公表した。同「目録」の主要内容は以下の通りである。

1. 法的根拠「目録」は、「中華人民共和国輸出管制法」、「中華人民共和国デュアル・ユース品目輸出管制条例」、「両用品目及び技術の輸出入許可証管理弁法」等の法令に基づき制定され、2026 年「中華人民共和国輸出入税則」と整合性を保つものである。

2. 管理対象: 「目録」は輸入と輸出の二つの部分に分かれ、管理対象となるデュアル・ユース品目・技術(すなわち軍民両用品)を網羅する。「目録」に記載された品目・技術を輸出入する場合、税関商品番号が明記されているか否かにかかわらず、法に基づきデュアル・ユース品目及び技術の輸出入許可証を申請する必要がある。「目録」の内容が関連法令または「中華人民共和国デュアル・ユース品目輸出管制リスト」と一致しない場合、法令及び管制リストに従う。

3. 特殊商品の管理: 放射性同位体を輸入する場合、事前に生態環境部の審査を受ける必要があり、許可書をもって商務部割当許可証事務局に輸入許可証を申請・取得してから、はじめて税関輸入手続きを行うことができる。

(出典: https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/zc/art/2025/art_1581bc90caa74fb097052505eb4dd040.html)

サイバーセキュリティ法の改正について

弁護士 瀧博文

2025年10月28日、第十四期全国人民代表大会常務委員会第18回会議において、改正後の「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」(中華人民共和国主席令第61号、以下「サイバーセキュリティ法」という。)が可決され、2026年1月1日より施行された。今回の改正は、2017年6月1日より施行された同法の初めての全面改正となる。以下では、改正されなかった内容と改正された内容をそれぞれ解説する。

一、改正されなかった内容:サイバーセキュリティ等級保護制度および関連義務の維持

サイバーセキュリティ等級保護制度は、ネットワークが妨害・破壊・不正アクセスを受け、またはネットワークデータが漏洩・窃取・改ざんされた場合の、個人・社会・国家への影響の度合いに応じて、ネットワーク運営者がそれに見合ったセキュリティ保護能力の保有を求めるものである。ネットワーク運営者は、サイバーセキュリティ等級保護義務を履行しなければならず、具体的には、セキュリティ責任者の選任、ウイルス対策など技術的措置の実施、ネットワーク動作状況やサイバーセキュリティ事象の監視・記録、関連ログの6か月以上の保存、データ分類・重要データのバックアップ・暗号化などが義務付けられている。

今回の改正では、等級保護制度自体およびその義務内容は変更されていないが、関連する法的責任が強化されたため、これらの義務を確実に履行することがより重要になっている。

二、改正された内容:AIなどの新規条項の追加および法的責任の強化

1. AI発展の促進に関する新規条項の追加

「サイバーセキュリティ法」第20条に「人工知能(AI)条項」が新たに設けられ、法律上で初めてAIの安全性および発展に関する原則的な規定が明文化された。同条項では、国家はAIの基礎理論研究およびアルゴリズム等の重要技術の開発を支援し、データ資源や計算能力等の基盤施設の整備を推進し、AIの倫理規範を整備し、リスクの監視評価および安全監督を強化し、AIの応用および健全な発展を促進すると明確に規定している。

2. 他の関連法令との整合性の強化

「サイバーセキュリティ法」第4章では、「ネットワーク情報のセキュリティ」に関する内容が規定されており、ネットワーク情報の内容の管理だけでなく、個人情報の保護も含まれる。具体的に、「サイバーセキュリティ法」第42条に基づき、「ネットワーク運営者が個人情報を取り扱う場合、本法および『中華人民共和国民法典』、『中華人民共和国個人情報保護法』等の法律・行政法規を遵守しなければならない。」という内容である。個人情報保護に関する法的責任について、第71条は次のように規定している。「次の各号のいずれかの行為があった場合、関連法律・行政法規の規定に基づき処理・処罰する:(二)本法第24条第3項、第43条から第45条の規定に違反し、個人情報の権益を侵害した場合。」これらの条項を通じて、企業は「サイバーセキュリティ法」を遵守するだけでなく、「個人情報保護法」や「ネットワークデータセキュリティ管理条例」等の法律・法規に従って個人情報の取り扱いを行う義務が明確化された。

3. 法的責任の強化

今回改正された「サイバーセキュリティ法」の特徴は、法的責任制度の整備および強化にあり、つまり、罰則の種類追加(例えば違反者の公表、アプリケーションの停止等)、過料額の引き上げという点である。さらに、「他の直接責任者」を処罰対象者の範囲に含め、「個人情報保護法」および「データセキュリティ法」との整合性を図るとともに、いわゆる「両罰制」を導入した結果、直接責任を負う主管者および他の直接責任者(以下「関連責任者」という。)は、規定に基づき過料を科される可能性がある。

注目すべき点は、今回の改正が「寛厳併濟(寛大な措置と厳格な措置の併用)」の方式を採用しており、行政処罰責任を一方的に加重するものではなく、明らかに軽微な行為については減免措置も規定されていることである。「サイバーセキュリティ法」第 73 条では、「行政処罰法」に規定される情状により処罰を軽減または免除する場合には、当該規定に従い処罰を軽減または免除することができることと定められ、また、同規定は「行政処罰法」第 32 条、第 33 条の規定と一致している。法的責任に関する重要な新設条項および変更点は以下の通りである。

違法行為	改正前	改正後
サイバーセキュリティ保護義務の不履行	<p>第 59 条</p> <p>是正を拒否した場合やサイバーセキュリティに危害を及ぼす結果を招いた場合にのみ、過料が科されていた。</p> <p>直接責任を負う主管者は最高 10 万元、企業は最高 100 万元の処罰を受ける可能性がある。</p>	<p>第 61 条</p> <p>「三段階の罰則」を採用しており、関連責任者を処罰対象に含めている。</p> <p>「サイバーセキュリティに深刻な危害を及ぼす結果」(主に大量のデータ漏えい、重要情報インフラの一部機能喪失等の状況を指す)を引き起こした場合、関連責任者は最高 100 万元、企業は最高 1,000 万元の処罰を受ける可能性がある。</p>
安全なネットワーク製品およびサービスの提供義務の不履行	<p>第 60 条</p> <p>直接責任を負う主管者は最高 10 万元、企業は最高 50 万元の処罰を受ける可能性がある。</p>	<p>第 61 条、第 62 条</p> <p>「三段階の罰則」を採用しており、関連責任者を処罰対象に含めている。</p> <p>「サイバーセキュリティに深刻な危害を及ぼす結果」(主に大量のデータ漏えい、重要情報インフラの一部機能喪失等の状況を指す)を引き起こした場合、関連責任者は最高 100 万元、企業は最高 1,000 万元の処罰を受ける可能性がある。</p>

<p>ネットワーク重要設備およびサイバーセキュリティ専用製品の認証義務の不履行</p>	<p>なし</p>	<p>第 63 条 「違法所得を没収する」および「過料を併科する」と規定するとともに、「関連業務の一時停止、操業停止、関連の業務許可証または営業許可証を取り消すこと」といった処罰手段も追加された。</p>
<p>セキュリティホールの管理義務の不履行</p>	<p>第 62 条 直接責任を負う主管者は最高 5 万円、企業は最高 10 万円の処罰を受ける可能性がある。</p>	<p>第 65 条 「三段階の罰則」を採用しており、関連責任者を処罰対象に含めている。 「サイバーセキュリティに深刻な危害を及ぼす結果」(主に大量のデータ漏えい、重要情報インフラの一部機能喪失等の状況を指す)を引き起こした場合、関連責任者は最高 100 万円、企業は最高 1,000 万円の処罰を受ける可能性がある。</p>

三、企業へのアドバイス

「サイバーセキュリティ法」に規定されたサイバーセキュリティ等級保護制度は、今回の改正により変更されておらず、むしろ、同法に定められた義務を履行しない場合の法的責任は強化された。現時点の実務の状況を見ると、日系企業を含む多くの企業は、「サイバーセキュリティ法」の規定に従い、サイバーセキュリティ等級保護制度を実施・運用しておらず、法的リスクが存在する。新法の正式な施行に伴い、未履行の法的義務に対する法執行はさらに厳格化されると考えられる。したがって、社内の情報システムに関してサイバーセキュリティ等級保護制度をまだ整備していない日系企業は、高額な処罰を回避するために、早急にサイバーセキュリティ等級保護等のサイバーセキュリティ関連義務を履行し、主要システムの等級保護のレベルの判定および届出を完了することを推奨する。

また、改正された「サイバーセキュリティ法」では、法的責任の面で大幅に強化されており、特に処罰の対象となる事由の拡大、過料上限の引き上げ、および関連責任者への処罰の強化を挙げられる。これを踏まえ、日系企業には、改正「サイバーセキュリティ法」の関連規定に従い、現時点で未履行または未完了の法的義務のリストを整理し、当該リストに基づき企業が直面する法的リスクを速やかに評価し、対応すべき是正措置を早急に完了することを強く推奨する。

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問合せやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>